

## —目 次—

|                       |       |
|-----------------------|-------|
| 1. 私の学校               | 前見返   |
| 2. 目 次                | 見返裏   |
| 3. 教育目標・生徒信条          | 1     |
| 4. 校 歌                | 2～3   |
| 5. 沿 革                | 4     |
| 6. 学校生活の心得            | 5～7   |
| 7. 服装・頭髪について          | 8～10  |
| 8. 保健室の利用について         | 11    |
| 9. 体育館の使用について         | 11    |
| 10. 校外生活の心得           | 12    |
| 11. SNS三砂中ルール         | 13    |
| 12. Chromebookの使用について | 13    |
| 13. 生徒会会則             | 14～16 |
| 14. 生徒会指導組織図          | 17    |
| 15. 生徒会役員選挙規定         | 18～19 |
| 16. 各委員の活動例           | 20～21 |
| 17. 週 時 程 表           | 22～23 |

- 私の生活記録  
(国民の祝日)
- メ モ 欄
- 定期試験時間表
- 体育授業見学届
- 諸 届 欄
- 学校家庭連絡欄

- 時間割表
- 住 所 録
- 身分証明書

## —教 育 目 標—

人間尊重の精神を養い、勤労と責任を重んじ、自ら考え正しく判断できる情操豊かな生徒を育てる。

1. たくましく、ねばり強い人
2. 思いやりのある、温かい人
3. 誠実で、礼儀正しい人
4. 深く考え、よく学ぶ人

## —生 徒 信 条—

1. 中学生としての誇りをもって行動する。
2. 自分を信じ、信頼される人になる。
3. 強くじょうぶなからだにする。
4. 希望をもって真剣に勉強する。
5. 正直でまじめに働く。
6. 責任を重んずる。
7. 生活を明るく楽しくする。
8. 余暇を有効につかう。
9. 人には礼儀正しく親切にする。
10. 友達同士仲よくする。

# 校 歌

元気よく (♩=100~108)

高木市之助 作詞  
高田 信一 作曲



クレーンの は



やしのな か ごうごう と こうばが



なる ほくたちの わたしたちの



がっこうの これがほ こり いせい よく



べんきょうして しょうねんの



ちーからため そうーだいさんすな



ま ち ちゅう がっ こう

# —校 歌—

高木市之助 作詞  
高田 信一 作曲

1. クレーンの 林の中  
 ごうごうと 工場が鳴る  
 ほくたちの わたしたちの  
 学校の これが誇り  
 威勢よく 勉強して  
 少年の 力ためそう第三砂町中学校
  
2. 思い出の 台場の島  
 なつかしい 夕焼富士  
 ほくたちの わたしたちの  
 学校の これが眺め  
 柳みち 庭つつじ  
 少年の 夢も七いろ第三砂町中学校
  
3. 東京湾 海はるばる 放水路水洋々  
 ほくたちの わたしたちの  
 学校の あれが理想  
 いっぱいに 胸を張り  
 少年の 希望燃やそう第三砂町中学校

## —沿革—

|             |                           |
|-------------|---------------------------|
| 昭和30年4月1日   | 設立                        |
| 昭和30年4月5日   | 開校                        |
| 昭和30年7月15日  | 南砂町5ノ2の校舎に移転              |
| 昭和31年3月26日  | 校舎8教室の増築                  |
| 昭和32年2月25日  | 校舎4教室の増築                  |
| 昭和32年3月18日  | 第一回卒業生309名                |
| 昭和34年3月10日  | 校舎8教室の増築                  |
| 昭和35年12月23日 | 校舎6教室の増築                  |
| 昭和36年6月3日   | 体育館兼講堂落成                  |
| 昭和44年2月17日  | 新校舎8教室増築                  |
| 昭和45年2月25日  | 新校舎8教室改築                  |
| 昭和47年3月18日  | 校舎14教室、管理室(5)の改築          |
| 昭和48年3月19日  | 校舎普通教室(3)特別教室(4)改築        |
| 昭和52年3月31日  | 新設南砂中学校へ1年生151名転出         |
| 昭和60年11月8日  | 創立30周年記念式典挙行              |
| 平成3年7月6日    | 生徒会「古切手収集運動」が区善行会より表彰される。 |
| 平成3年10月8日   | コンピューター室完成                |
| 平成7年12月19日  | 新体育館落成                    |
| 平成8年2月8日    | 創立40周年記念式典挙行              |
| 平成17年11月18日 | 創立50周年記念式典挙行              |
| 平成27年11月7日  | 創立60周年記念式典挙行              |

## —学校生活の心得—

秩序ある楽しい学校生活を送るために、この心得をよく守って、中学生らしく規律ある行動をしよう。

### 校内生活の心得

#### ① 登校・下校

1. 朝8時から、8時20分までに校門を通る。
2. 登校後、やむをえない用事で校外に出るとき(原則としてなし)は、担任の許可を必ず受ける。
3. 下校時刻以後に学校に残留する者は、先生の許可を得る。
4. 帰宅が遅れるときは、前もって家の人に伝えておく。急な用事で遅くなる場合は、先生に相談する。
5. 登下校は、指定された通学路を通り、交通ルールを守って登校・下校する。みだりに他に立ち寄り、買い食いなどの行為はしない。
6. 登校するときは標準服を着用し、生徒手帳を所持する。

#### ② 服装・所持品

1. 別に定める服装規定による。(頭髪も同じ)
2. 持ち物には全て記名する。
3. 学習に関係しないものは持参しない。また、不必要な金銭は持ってこない。

#### ③ 諸 届

1. 前日までに遅刻・早退が分かっているときは、生徒手帳にその理由を保護者に記入してもらい、

担任に届け出る。

- 遅刻・欠席のとき、事前にこの手続きができないときには、保護者が連絡フォームまたは電話で8:10までに連絡をする。その際、遅刻したときは、職員室に寄り、「遅刻届」を先生に書いてもらい、授業の先生に渡す。
- 体育の授業時に見学するときは、生徒手帳にその理由を保護者に記入してもらい、担任と教科担当に提出する。
- 早退したときは、帰宅後、学校に連絡を入れる。
- 決められた服装以外の服装をしなければならないときは、生徒手帳にその理由を保護者に記入してもらい、担任の先生の許可を得る。

#### ④ 休み時間

- 教室移動は、休み時間のうちに行う。
- 他のクラスや用のない特別教室には入らない。
- チャイム着席をし、学習の準備をする。
- 指定されたトイレを使う。

#### ⑤ 給食

- 係は白衣・帽子・マスクを着用して配膳する。
- 給食用リフトには手をふれない。
- 給食前は、必ず石けんを使用して手を洗う。

#### ⑥ 清掃

- 協力して時間内に終らせる。
- 清掃用具は大切に使い、決められた場所で管理する。

#### ⑦ 物品の破損

- 器物やガラスを破損したときは、すみやかに先生に報告し、指示を受ける。(場合によっては弁償となることもある)

#### ⑧ 避難

- 指示に従い、静かに整然と退避する。  
(押さない、駆けない、しゃべらない、もどらない。)
- 避難するときには、出席番号順2列で、校庭など指示された場所に速やかに集合する。

#### ⑨ 礼儀

- 校内でお客様と会ったときは、あいさつ・会釈をする。
- 職員室に入るときは、軽くノックをして、学年・組・名前と用件をいうこと。

#### ⑩ 公共物の使用

- 公共物は大切に使うように心がける。
- 火災報知器、消火器・防火シャッターは、火災発生時以外は絶対に手をふれない。
- 非常口及び非常階段は、非常事態のときや先生の許可があるとき以外は使用しない。

※部活動のきまりについては、別に定める。

— 服装・頭髪について —

1. 服装 (標準服)

|                    |   |
|--------------------|---|
| ブレザー               | 防寒着着用時 (登下校中) は必ず着用, 全校集会, 式典時は必ず着用 (※2)  |
| ズボンまたはスカート         | スカートは, 膝が隠れる長さ  |
| 白ワイシャツ・白ブラウス       | ボタンダウン可, 長袖または半袖 (※1)   |
| ネクタイまたはリボン         | 登下校時および式典時は必ず着用 (※2)  |
| 靴下 (白・黒・紺)         | くるぶしが隠れる長さ  |
| ベスト                | 紺色又は黒色無地のVネックであれば着用可  |
| セーター (防寒着としての扱い)   | 紺色又は黒色無地のスクールセーターであれば着用可  |
| カーディガン (防寒着としての扱い) | 紺色又は黒色無地のVネックであれば着用可。スクールセーターに準ずる厚さ, またはそれより薄いものとする。ボタンは全て留める。<br>※セーター, カーディガン共に体のサイズに合ったものを着用する。(手の甲全体が袖で隠れる, お尻全体が隠れるものは認めない。) |

(※1) クールビズ期間 (5月1日～10月31日) のみ  
白無地ポロシャツ可 (半袖のみ)

(※2) クールビズ期間 (5月1日～10月31日) は適  
応外

2. 所持品, その他

|         |   |
|---------|---|
| 通学靴・ベルト | 華美な装飾のない, 派手でないもの   |
| 上履き     | 学校指定のシューズ   |
| 通学バッグ   | 学校指定のリュックサック  |
| 肌着      | 派手でないもの (無地)  |
| 防寒着等    | 手袋, マフラー, 黒のタイツ, 黒・紺・茶・グレーの防寒着 (コート等) を着用してもよい。   |
| 頭髪      | 清潔な髪型を心がける。<br>・前髪が目にかからない。<br>・髪の長さが肩を超える場合は, 編むか結ぶ。(髪留めの色は黒・紺・茶)<br>※整髪料・染色・脱色・パーマ・編み込み等は禁止 |

[所持品]

- ・部活動の持ち物に関しては, 部で認められている専用バッグの使用も可とする。
- ・許可がない限り, 授業に関係のないものは持参しない。持参した場合は一時的に預かり, 指導後に本人または保護者に返却する。
- ・生徒手帳は常に携帯する。
- ・貴重品は原則持参しない。事情がある場合は, 朝, 担任に理由を述べて預ける。

- ・アクセサリ等の着用禁止（例：ミサンガ、ピアス、ブレスレット等）
- ・家庭の事情でスマホ等を毎日、持参する場合は、同意書を学校に提出する。

### －保健室の利用について－

1. 具合が悪くなったときは、先生に保健室利用カードをもらって保健室へ行く。
2. 処置をうけて保健室から戻ったときは、授業の先生または担任の先生に報告する。

### －体育館の使用について－

1. 体育館のカギは、指示や許可を受けた者が、職員室に取りに行く。
2. 施設・備品は、常に大切に扱い、活動目的に関係のない用具・器具については、手を触れない。破損した場合は、速やかに届け出る。
3. 授業・学校行事・部活動等の定められた活動以外では、勝手に利用しない。
4. 使用した用具・器具は、もとの場所に戻す。なお、終了に際しては、清掃をしっかりと行う。（活動場所・使用箇所等）

## －校外生活の心得－

常に三砂中の生徒であることを自覚して、交通規則を守り、公衆道徳を重んじ、他に迷惑をかけないように努める。

1. 外出する際は、行き先、用件、同行者、帰宅時間を家の人に告げる。
2. 夜間外出や無断外泊はしない。
3. 旅行・海水浴・ハイキングなど遠方に出かける場合は、保護者か同程度の責任者に同伴してもらうこと。
4. 見知らぬ人の甘い言葉や誘惑にはのらない。また、危険と思ったら身近な人に助けを求める。
5. 外出先やその他の場所で金銭や所持品を取られたり、おどかされたりしたときは、自分たちだけで解決しないで、かならず近くの交番に相談し、学校にも連絡する。
6. 他校の生徒とはトラブルにならないようにする。自分たちだけで解決せず必ず先生に申し出る。
7. 道路や危険な場所での運動や遊びはしない。
8. アルバイトは原則として禁止している。(労働基準法)
9. 自分や家族、友人に事故があったら、すぐ学校に電話連絡をとる。

## －SNS 三砂中ルール－

(令和6年1月改訂)

1. 食事中は、スマホ・タブレット等を触らないようにしよう。
2. 家庭でルールを決めて、ルールに従ってSNSを利用しよう。
3. 個人情報が載る場合は、許可を取ろう。
4. 発信の仕方や言葉の使い方によって、相手がどんなことを感じるかを考えよう。
5. 困ったときは、信頼できる人や大人に相談しよう。

## －Chromebook の使用について－

1. Chromebookは教育委員会から学習用に貸与されたものであり、学習以外の目的で使用できません。
2. 自分や他の人の個人情報（名前、住所、電話番号、写真など）は大切にします。
3. 相手を傷つけたり、いやな思いをさせたりすることは、絶対にしません。
4. ID、パスワードは他の人に分からないよう、自分できちんと管理します。
5. 無断で、カメラ撮影や動画撮影（スクリーンショットを含む）は行いません。

## 一生徒会会則一

### 第1章 名称及び会員

第1条 この会は江東区立第三砂町中学校生徒会とよぶ。

第2条 この会は江東区立第三砂町中学校全生徒を会員とする。

### 第2章 目的及び活動

第3条 この会は会員の自主的な活動によって学校内外の生活をよりよくすることを目的とし、先生方の指導を受ける。

第4条 この会は第3条の目的を果すために次の活動をする。

1. 委員会活動をする事。
2. 奉仕活動をする事。
3. 部活動をする事。
4. その他この会の目的を果すために必要な事。

第5条 この会は第4条の活動を行うために次の会議を開く。

- |          |            |
|----------|------------|
| 1. 生徒総会  | 2. 中央委員会   |
| 3. 本部役員会 | 4. 専門委員会   |
| 5. 部長会   | 6. 行事实行委員会 |
| 7. 委員長会議 |            |

### 第3章 役員

第6条 この会は次の役員をおく。

1. 会長 1名
2. 副会長 2名 (2年1名 1年1名)

### 3. 役員 4名

第7条 会長以下7名をもって構成する。役員選挙規定は別に定める。

第8条 役員の仕事は次の通りとし、任期は就任時より1年間とする。

1. 会長はこの会を代表し、責任者となり、生徒総会を召集する。
2. 副会長は会長を助け、会長が不在のときはこれに代わる。

### 第4章 会議

第9条 生徒総会はこの会の最高の会議で全会員が集まり、毎年開く。議長団は、会員から公募する。立候補者が出ない場合は、生徒会が推薦する。

第10条 生徒総会は次のことを行う。

1. 年度の活動方針を決めること。
2. 会則を改めること。
3. その他委員会で取りあげられた重要な問題について話し合い決めること。

第11条 専門委員会は、次の7の委員会をおき、各学級よりえられた原則男女各1名をもって構成する。ただし、放送委員は男女問わず1名。

- |          |          |
|----------|----------|
| 1. 学級委員会 | 2. 生活委員会 |
| 3. 美化委員会 | 4. 保健委員会 |
| 5. 給食委員会 | 6. 図書委員会 |
| 7. 放送委員会 |          |

第12条 専門委員会は原則として毎月1回開き、必要に応じて随時に開くことができる。委員会にお

いては、次のことを行う。

1. 委員長会議・中央委員会からおろされた問題を話し合い、実行すること。
2. 各委員会の計画を立て、実行すること。
3. その他委員会の活動に必要なこと。

第13条 各専門委員会の委員長・副委員長および書記の任期は前・後期制とする。

第14条 各行事実行委員会については別に定める。

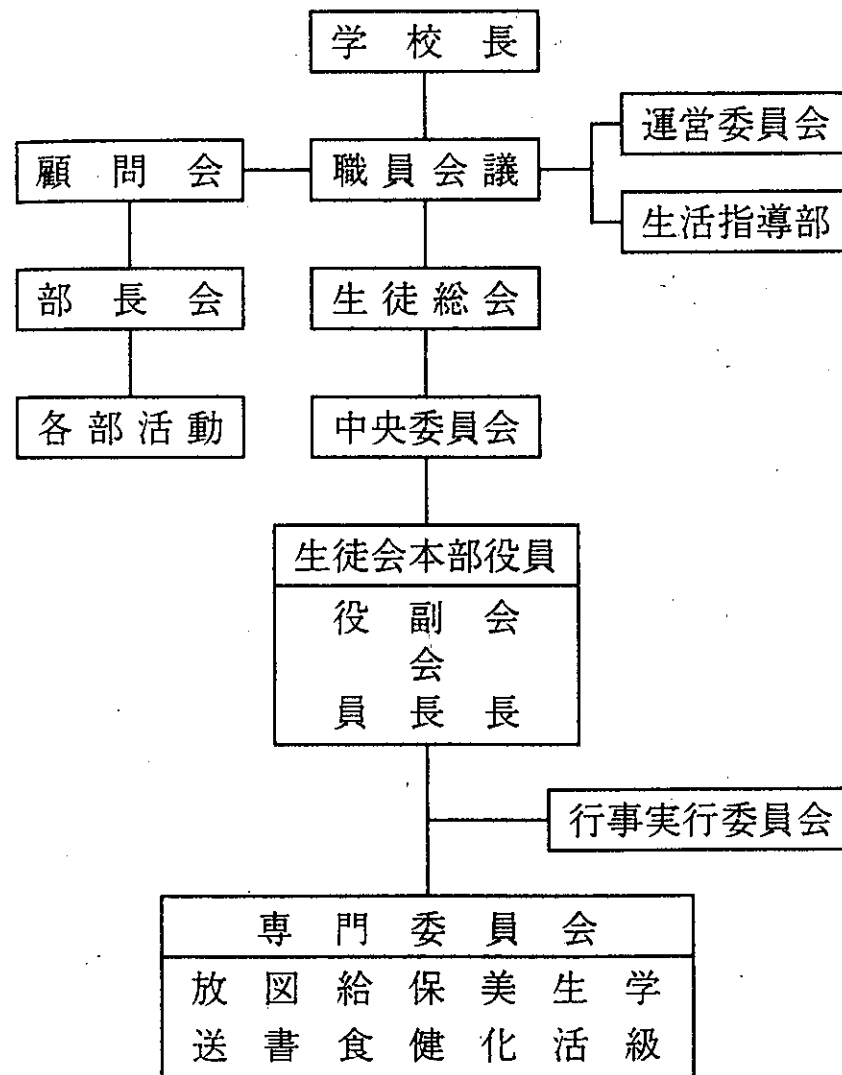
第15条 すべての会議は3分の2以上の出席をもって成立し、決定は多数決とする。

第16条 この会についての活動・行動の最終的な承認は学校長が行う。

#### 第5章 会則の改正

第17条 会則の改正は本部役員会が原案を作り、生徒総会にはかり、その出席会員の3分の2以上の賛成をえて成立し、改正された会則は学校長の承認をえて実施する。

### 生徒会指導組織図



## 一生徒会役員選挙規定

第1条 この規定は生徒会役員を選挙するため、生徒会会則第7条に基づいて作られたものである。

第2条 生徒会役員の選挙権、被選挙権は全員が平等に持つ。

第3条 選挙は毎年秋に行う。

第4条 選挙は各種別定員数の連記無記名投票とする。

第5条 選挙およびその事務を行うため、選挙管理委員会（以下委員会という）をもうけ、委員長・副委員長は選挙管理委員（以下委員）の互選で決める。

第6条 委員は立候補したり、推せん責任者となることはできない。また選挙運動をしてはならない。

第7条 委員会は選挙終了後、選挙結果を報告して解散する。

第8条 委員会は選挙の公正な管理を行うため、次の仕事をする。

1. 選挙の告示、立候補の受付け、立候補者の告示
2. 選挙公報の作成と配布
3. 立合演説会計画と運営
4. 投票用紙の作成、その他の準備
5. 当選者や無効の場合の告示
6. その他必要な事項

第9条 立候補の届出は立候補者氏名、推せん責任

者氏名、その他必要な事項を記入した指定の文書をもって委員会に提出する。

第10条 投票は全校一斉に行い、立会人は先生方に願う。不在者は選挙権があっても投票できない。

第11条 開票は委員会が行い、立会人は生徒会指導の先生に願う。

第12条 異議の申立ては選挙日の次登校日までとする。

第13条 当選者は得票数の多い者から決定し、同数ならば決選投票を行う。

第14条 信任投票時は、出席会員数の過半数以上の信任を得られた際に当選とする。

第15条 選挙運動は次の制限を守って行うことができる。

1. ポスター・文書等は委員会の決定に従う。
2. ポスターの掲示場所は校舎内とする。
3. 他候補をひぼうしたり、中傷したりしてはならない。
4. 三砂中生徒会の名を汚すような選挙運動をしてはならない。

第16条 選挙規定に違反した場合は原則として失格とし、その決定は委員会が行う。

## —各委員の活動例—

### 学級委員

1. 担任の指導で、学級生活の向上に努力する。
2. 集合の際に、整列の声かけをし、点呼する。
3. 学年行事などの企画・運営をする。
4. 教室移動の際に、出席簿を管理する。

### 生活委員

1. 朝のあいさつ運動と遅刻のチェックをする。
2. 放課後の見回りを行う。(窓・消灯・エアコンなど)
3. 週末、エアコンのフィルター清掃をする。
4. 定期考査前の1週間、チャイム着席点検をする。

### 美化委員

1. 教室環境の整美、整頓につとめる。
2. 清掃用具の整備と管理にあたる。
3. 校舎内外の整美に関する計画を立てる。
4. 清掃の点検活動をする。

### 保健委員

1. 校内の衛生(採光・換気・その他)に留意し、健康づくりを進めるための活動の企画と運営を行う。
2. 傷病人のつきそい及び先生に連絡をする。
3. 健康診断に協力する。

### 給食委員

1. 給食に対する理解を深め、自主的な活動をすすめる。
2. 白衣・配膳台・格納ロッカー・牛乳パックリサイクルの点検をする。

### 図書委員

1. 積極的に図書を利用するように活動の企画と運営を行う。
2. 昼休みに図書室を開室し、図書の貸出にあたる。

### 放送委員

1. 昼の放送
2. 登下校時の放送
3. 運動会の放送

週 時

|          | 50分時程               | 45分時程               | 月曜日            |
|----------|---------------------|---------------------|----------------|
| 登 校      | 8 : 20              | 8 : 20              | 8 : 20         |
| 朝 学 習    | 8 : 25~             | 8 : 25~             | 朝 礼<br>8 : 25~ |
| 朝 学 活    | 8 : 40              | 8 : 40              |                |
| 1 校 時    | 8 : 45~<br>9 : 35   | 8 : 45~<br>9 : 30   | 学 活            |
| 2 校 時    | 9 : 45~<br>10 : 35  | 9 : 40~<br>10 : 25  | ②              |
| 3 校 時    | 10 : 45~<br>11 : 35 | 10 : 35~<br>11 : 20 | ③              |
| 4 校 時    | 11 : 45~<br>12 : 35 | 11 : 30~<br>12 : 15 | ④              |
| 給 食      | 12 : 35~<br>13 : 10 | 12 : 15~<br>12 : 50 |                |
| 昼 休 み    | 13 : 10~<br>13 : 30 | 12 : 50~<br>13 : 10 |                |
| 5 校 時    | 13 : 35~<br>14 : 25 | 13 : 15~<br>14 : 00 | ⑤              |
| 6 校 時    | 14 : 35~<br>15 : 25 | 14 : 10~<br>14 : 55 | ⑥              |
| 終 学 活    | 15 : 30~<br>15 : 40 | 15 : 00~<br>15 : 10 |                |
| 清 掃      | 15 : 40~<br>15 : 50 | 15 : 10~<br>15 : 20 |                |
| 一般生徒下校時刻 | 16 : 00             | 15 : 30             |                |

程 表

| 火曜日               | 水曜日                 | 木曜日               | 金曜日               |
|-------------------|---------------------|-------------------|-------------------|
| 8 : 20            | 8 : 20              | 8 : 20            | 8 : 20            |
| 8 : 25~<br>8 : 35 | 8 : 25~<br>8 : 35   | 8 : 25~<br>8 : 35 | 8 : 25~<br>8 : 35 |
| 8 : 35~<br>8 : 40 | 8 : 35~<br>8 : 40   | 8 : 35~<br>8 : 40 | 8 : 35~<br>8 : 40 |
| ①                 | ①                   | ①                 | ①                 |
| ②                 | ②                   | ②                 | ②                 |
| ③                 | ③                   | ③                 | ③                 |
| ④                 | ④                   | ④                 | ④                 |
| ⑤                 | 道 徳                 | ⑤                 | ⑤                 |
| ⑥                 | /                   | ⑥<br>(総合)         | ⑥<br>(総合)         |
|                   | 14 : 30~<br>14 : 40 |                   |                   |
|                   | 14 : 40~<br>14 : 50 |                   |                   |
|                   | 15 : 00             |                   |                   |